

有害物質使用特定施設
有害物質貯蔵指定施設 に係る

使用届出のしおり

平成24年4月

堺市 環境局 環境保全部 環境指導課

「有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設に係る使用届出のしおり」は、改正された水質汚濁防止法（以下「水濁法」という）が平成24年6月1日に施行されることに伴い、**新たに届出が必要となる施設の使用届出**を行う手順や必要な事項についてまとめたものです。

目 次

1. 新たに届出が必要となる施設と使用の届出について	1
2. 使用届出書の作成要領について	
(1) 使用届出に必要な書類	2
(2) 提出方法	2
(3) 届出のながれ	2
(4) 使用届出書の記載内容（記載例）	2
3. 参考	
(1) 有害物質とその検出下限濃度の一覧	18
(2) 構造等に関する基準の遵守と定期点検の義務について	19

[地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル]

水質汚濁防止法の改正にあたり、環境省が「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を発行しております。マニュアルは、下記ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

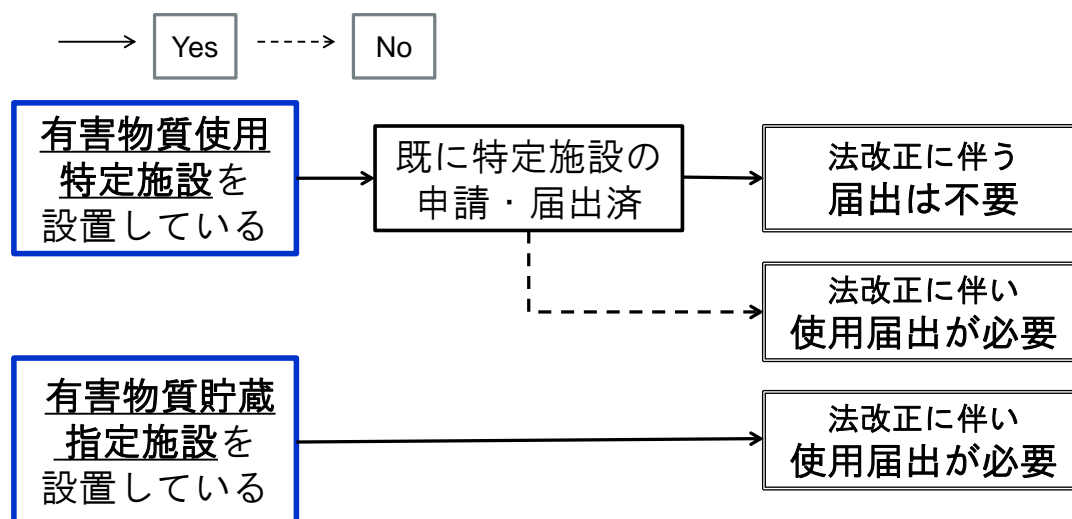
1. 新たに届出が必要となる施設と使用の届出について

改正された水濁法が施行されることに伴い、事業者が**使用の届出**を提出しなければならない施設は、**下水道に排出水の全量を放流している事業場に設置されたもの等、これまで特定施設として届出する必要のなかった有害物質使用特定施設^{*1}**（有害物質を製造、使用又は処理する特定施設）又は**有害物質貯蔵指定施設^{*2}**（有害物質を貯蔵する指定施設）です（下図のとおり）。

これらの施設の使用の届出は、改正された水濁法の施行後、30日以内（平成24年6月30日まで）に行う必要があります。

届出書の記載方法、提出方法等については、「2. 使用届出書の作成要領について」を参照してください。

(注) これまでに、水濁法や瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定施設の設置や使用に関する申請・届出をしている特定施設については、法改正に伴う届出をしていただく必要はありません。ただし、構造等に関する基準の遵守義務は、平成27年6月1日から、定期点検の実施義務は、平成24年6月1日から適用されます。



*1 有害物質使用特定施設

有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質を製造、使用又は処理するものをいいます。

有害物質を「製造」するとは、当該特定施設において、有害物質を製品として製造することをいい、「使用」するとは、当該特定施設において、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用することをいい、「処理」するとは、当該特定施設において、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去することをいいます。

*2 有害物質貯蔵指定施設

有害物質貯蔵指定施設とは、有害物質を貯蔵するものであって、当該施設から有害物質を含む水が液体で漏えいし、地下に浸透するおそれがある施設をいいます。

また、有害物質を含む水であれば、その有害物質の濃度や量によらず有害物質貯蔵指定施設に該当するものは届出が必要です。

2. 使用届出書の作成要領について

(1) 使用届出に必要な書類

水濁法に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用届出をする場合、届出書の表紙と別紙（12～15）及び添付図面等が必要です。届出書の様式は、堺市ホームページの中の「届出書ダウンロード（水質関係）」から入手できます。

(URL http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_kankei/mizu/mizu_dl.html)

	書類の名称	記 載 内 容
届 出 書	表紙	・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ・ 工場又は事業場の名称及び所在地 ・ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
	別紙 12	・ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
	別紙 13	・ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
	別紙 14	・ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
	別紙 15	・ 施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統

(2) 提出方法

堺市域における提出部数、提出先は以下のとおりです。

提出部数：2部

提出先：堺市長

提出窓口：環境指導課

(3) 届出のながれ

- ① 届出者は届出書類を必要部数作成し、提出窓口に出します。
- ② 届出書類を審査し必要があれば指導を行います。
- ③ 審査後、届出者用の届出書を交付しますので、届出書を保管してください。

(注) 届出者について

届出者は、当該工場、事業場の代表権を有する者で、代表取締役等がそれに当たります。代表権を有しない工場長等に当該工場、事業場の届出の権限を委任する場合は委任状の添付が必要です。

(4) 使用届出書の記載内容

届出書の記載事項及び具体的な記載例を、4頁から18頁に記載していますので、参照しながら書類を作成してください。

なお、添付図面の別図①～⑤の記載内容は、この冊子の記載例に合わせた例示であり、内容が具備されていれば様式、記載方法は問いません。

添 付 資 料	別図①	<ul style="list-style-type: none"> 工場付近の見取り図
	別図②	<ul style="list-style-type: none"> 工場内の建物等の配置図 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設、汚水処理施設、主要施設配置図 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に付帯する設備の配置図 有害物質使用特定施設から汚水処理施設に至る導水経路
	別図③	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設を含む操業系統図 用水及び排水の系統図
	別図④	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質使用特定施設の構造概要図 有害物質貯蔵指定施設の構造概要図
	別図⑤	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質使用特定施設の床面及び周囲 有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲

様式第1（第3条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長様

届出者 住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁〇番〇号

氏名 **△△株式会社** 印
代表取締役 堺 一郎
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△株式会社 堺工場 <small>（電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）</small> <small>（郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇）</small>	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁〇番〇号	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
第5条第1項関係	△ 特定施設の構造 △ 特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。） △ 特定施設の使用の方法 △ 汚水等の処理の方法 △ 排出水の汚染状態及び量 △ 排出水の排水系統別の汚染状態及び量 △ 排出水に係る用水及び排水の系統	※備考	（ 収 受 印 等 ）
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の欄 △ 有害物質使用特定施設の構造 △ 有害物質使用特定施設の使用の方法 △ 汚水等の処理の方法 △ 特定地下浸透水の浸透の方法 △ 特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統		
第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄 △ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造 △ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備 △ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法 △ 施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設 別紙12のとおり。 別紙13のとおり。 別紙14のとおり。 別紙15のとおり。	

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあっては、名称）を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。
 なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別紙 1 2 の記載方法について

工場又は事業場における 施 設 番 号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の 別	「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」のいずれか該当する方を記載すること。 有害物質使用特定施設の場合は、特定施設の種類を記載すること。
型 式	施設の型式を記載すること。
構 造	施設本体の構成材料等を記載すること。
主 要 寸 法	施設の大きさを示すこと。(構造図等の添付)
能 力	(有害物質使用特定施設の場合) 原則として、1施設を1日フルに稼働させた場合の能力を記載すること。 (有害物質貯蔵指定施設の場合) 貯蔵量等を記載すること。
配 置	・別図(工場内の建物等の配置図)において、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置がわかるように記載すること。 ・地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
床 面 及 び 周 囲	・施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。(材質等を記載し、図面等を添付) ・防液堤等について、可能な場合には容量を記入すること。
設 置 年 月 日	使用届を提出する場合にその届出に係る特定施設又は指定施設が設置された年月日を記載すること。
工 事 着 手 予 定 年 月 日	設置届、又は変更届を提出する場合に、その届出に係る特定施設のそれぞれの予定年月日を記載すること。
工 事 完 成 予 定 年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

別紙 12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (第65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設)	
型 式	××社製 連続式 ○○型	
構 造	鉄鋼製 (内部:FRPライニング)	
主 要 寸 法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	
能 力	金属部品 900個/日	
配 置	別図②のとおり	
床 面 及 び 周 囲	別図⑤-1のとおり 床面:厚さ100mm コンクリート製 周囲:防液堤 幅7m×奥行3m×高さ0.2m (容量4.2m ³)	
設 置 年 月 日	平成○○年 ○○月 ○○日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。
又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	B-1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設 (弗化水素酸タンク)	
型式	××社製 円筒密閉型	
構造	FRP	
主要寸法	直径1.5m×高さ2.0m	
能力	貯蔵量:1m ³	
配置	別図②のとおり	
床面及び周囲	別図⑤-2のとおり 床面:厚さ100mm コンクリート製 周囲:防液堤 幅3m×奥行3m×高さ0.2m (容量1.8m ³)	
設置年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。
又は主要装置の配置を記載すること。

別紙13の記載方法について

工場又は事業場における 施設番号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」のいずれか該当する方を記載すること。 有害物質使用特定施設の場合は、特定施設の種類を記載すること。
設備	「配管（地上、地下）」、「排水溝等（排水溝、排水管、排水ポンプ）」等、施設に付帯する設備の名称を記載すること。
構造	上記設備の構成材料等を記載すること。検知設備を有する場合には、その旨を記載すること。
主要寸法	上記設備の大きさを示すこと。（構造図等の添付）
配置	・別図（建物の名称・位置等、有害物質使用特定施設等を明記したもの）において、付帯する設備の配置がわかるように記載すること。 ・地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
設置年月日	使用届を提出する場合にその届出に係る特定施設又は指定施設が設置された年月日を記載すること。
工事着手予定年月日	設置届、又は変更届を提出する場合に、その届出に係る特定施設のそれぞれの予定年月日を記載すること。
工事完成予定年月日	
使用開始予定年月日	
その他参考となるべき事項	・有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を記載すること。 ・配管について、トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること。

別紙 13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	A-1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (第65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設)	
設備	地上配管、排水溝	
構造	地上配管:ステンレス製 排水溝:コンクリート製、厚さ50mm	
主要寸法	地上配管:φ 100mm×30m 排水溝:幅300mm×深さ200mm×10m	
配置	別図②のとおり	
設置年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場 における施設番号	B-1	
有害物質使用特定施設 又は有害物質貯蔵 指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設 (弗化水素酸タンク)	
設 備	地上配管、地下配管	
構 造	地上配管:硬質塩化ビニル製 地下配管:硬質塩化ビニル製 施設本体:液面レベル計	
主 要 寸 法	地上配管:φ 60mm×30m 地下配管:φ 60mm×10m	
配 置	別図②のとおり	
設 置 年 月 日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 1 4 の記載方法について

工場又は事業場における 施 設 番 号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の 別	「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」のいずれか該当する方を記載すること。 有害物質使用特定施設の場合は、特定施設の種類を記載すること。
設 置 場 所	別図（工場内の配置図）において、特定施設、及び指定施設に印をし、他の施設と区別すること。
操 業 の 系 統	施設を含む操業系統（フローシート）を記載すること。
使 用 時 間 間 隔	（有害物質使用特定施設の場合） 1日のうち、施設を使用する時間帯を記載すること。 （有害物質貯蔵指定施設の場合） 貯蔵指定施設へ有害物質を含む水を供給する際の当該施設の使用時間間隔を記載すること。
1日当たりの使用時間	（有害物質使用特定施設の場合） 1日当たりの使用時間を記載すること。 （有害物質貯蔵指定施設の場合） 貯蔵指定施設へ有害物質を含む水を供給する際の当該施設の使用時間を記載すること。
使用の季節的変動	施設の使用時間、使用方法に季節的変動がある場合は、その状況を記載すること。
原材料（消耗資材を含む。） の種類、使用方法及び1日 当たりの使用量（有害物質 使用特定施設の場合に限 る。）	（有害物質使用特定施設の場合のみ） ・施設において使用する原料、薬品等（燃料を除く）の種類、使用方法、1日の使用量を記載すること。 ・当該施設において製造、使用、処理している有害物質について記載すること。
貯蔵する有害物質の種類 （有害物質貯蔵指定施設 の場合に限る。）	（有害物質貯蔵指定施設の場合のみ） 貯蔵する有害物質の種類を記載すること。
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	（有害物質使用特定施設の場合のみ） 当該氏特定施設以外の施設及び工程等で有害物質を使用している場合に、その物質名や使用料等を記載すること。

別紙 1 4

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (第65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設)	
設置場所	別図②のとおり	
操業の系統	別図③のとおり	
使用時間間隔	9時～17時まで	
1日当たりの使用時間	8時間/日	
使用の季節的変動	特になし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	金属部品:900個/日 薬品A:〇〇kg/日 (ふっ素及びその化合物) 薬品B:〇〇kg/日	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

別紙 14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	B-1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設 （弗化水素酸タンク）	
設置場所	別図②のとおり	
操業の系統	別図③のとおり	
使用時間間隔	9時～10時まで	
1日当たりの使用時間	1時間／日	
使用の季節的変動	特になし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）		
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	弗化水素酸 （ふっ素及びその化合物）	
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

別紙15の記載方法について

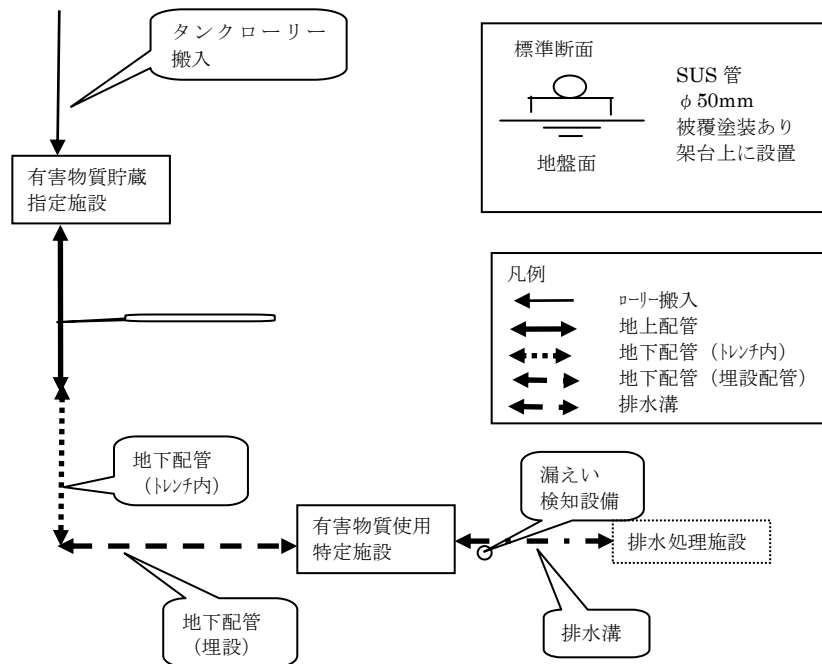
<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>（有害物質使用特定施設の場合） 今回届出の前後の用水及び排水の系統図を記載すること。記入スペースが不足する場合は、別図を添付すること。また、有害物質に係る用水及び排水については、色等を分け、一般排水等と識別できるように記載すること。</p> <p>（有害物質貯蔵指定施設の場合） 有害物質貯蔵指定施設への、有害物質を含む水の搬出入の方法について記載すること。</p>
<p>用途別用水量（通常）</p>	<p>（有害物質使用特定施設の場合のみ） 用水の用途別に、用水の種類、1日当たりの使用量を記載すること。</p>

○用水及び排水の系統及び搬入及び搬出に関する図面について

用水及び排水の系統については、これまで特定施設において、図面等の提出を求めていた自治体も多いと考えられる。

水濁法第5条第3項の規定に基づく届出においては、有害物質使用特定施設の場合、「その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統」（したがって、有害物質が流れない雨水、生活排水等の系統については、記載は不要である）を、有害物質貯蔵指定施設の場合「その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統」を記載することとしているが、どのような設備（配管、排水溝）を通っているかが分かるような形で記載することが望ましい。

記載例：（模式案としたもので、実際は平面図にできるかぎり正確に記載する）



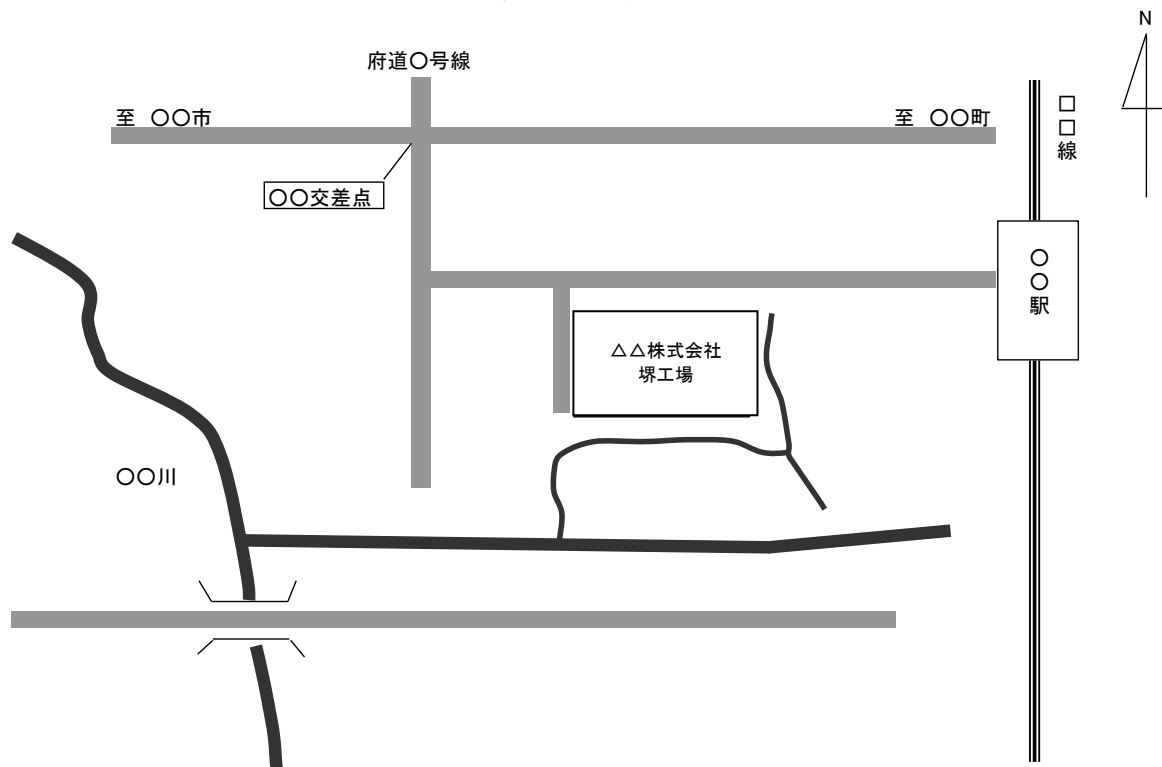
用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>（有害物質使用特定施設） 別図③のとおり</p> <p>（有害物質貯蔵指定施設） 原料タンク上部の蓋をあげ、輸送タンクローリーの排出ホースから、弗化水素酸を搬入する。</p>			
	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量 (m³/日)</p>	
<p>用 途 別 用水使用量</p>			変更前	変更後
	<p>作業用水</p>	<p>上水道</p>		<p>45</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

別図①

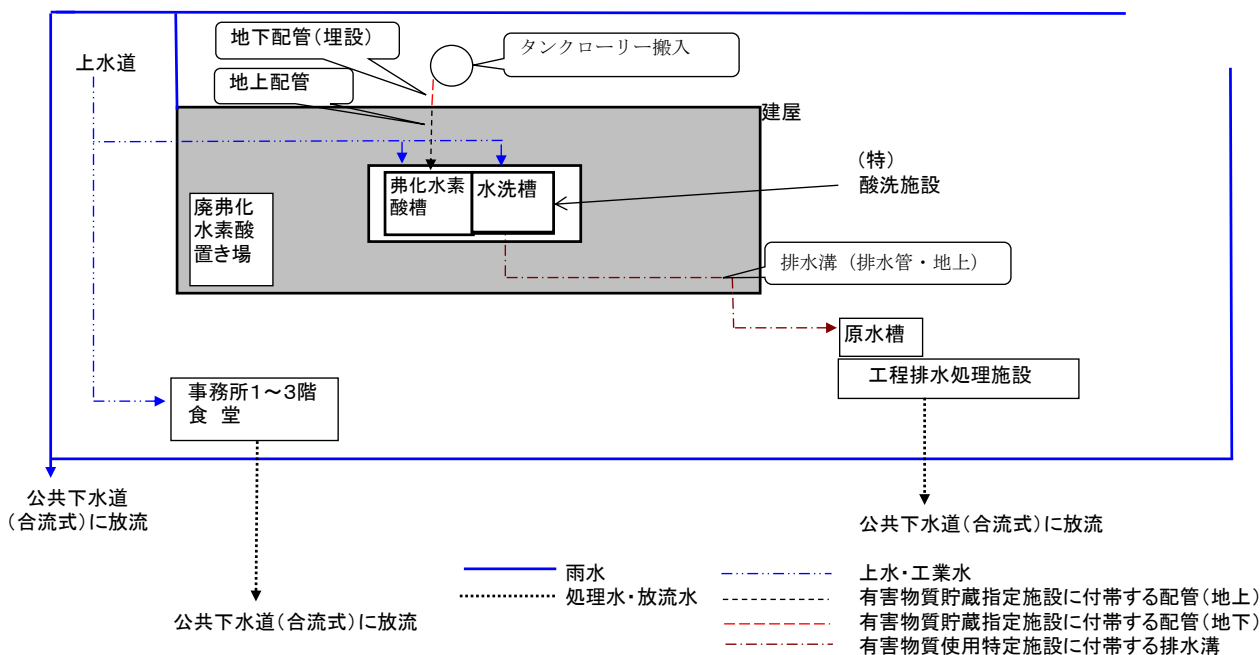
工場付近の見取り図



別図②

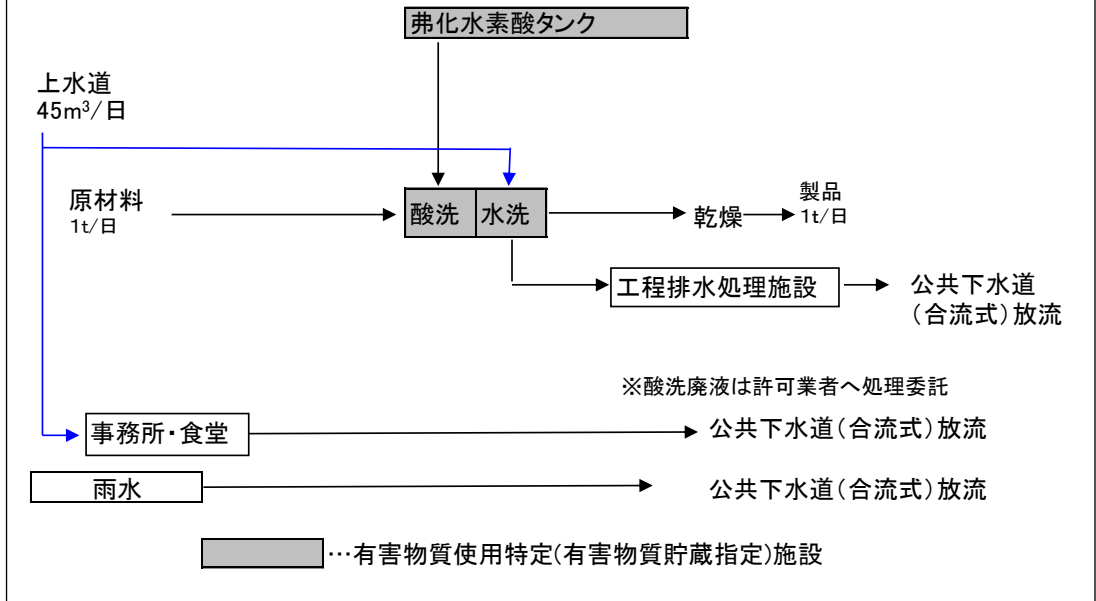
工場内の建物等の配置図

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設、污水处理施設、主要機械、主要装置配置図
 有害物質使用特定施設から污水处理施設に至る導水経路



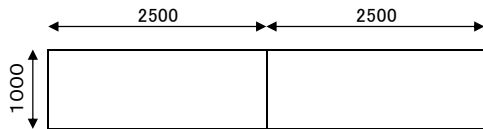
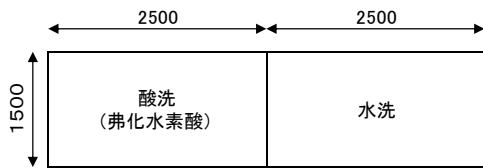
別図③

特定施設を含む作業系統図
用水及び排水の系統図



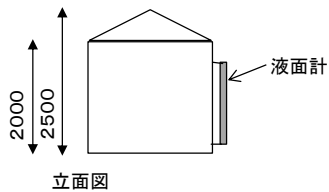
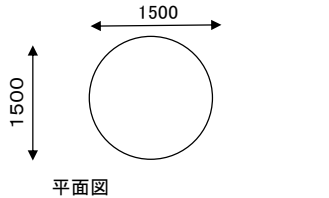
別図④-1

特定施設の構造図
(酸洗施設) 酸又はアルカリによる表面処理施設 (単位mm)



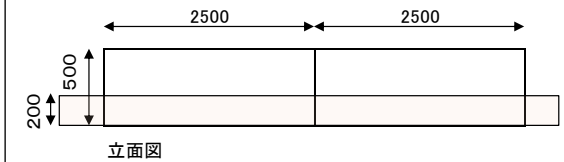
別図④-2

有害物質貯蔵指定施設の構造図
(単位mm)

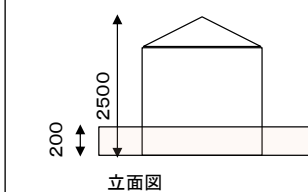
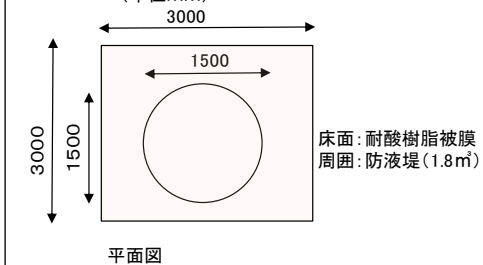


別図⑤-1

有害物質使用特定施設の床面及び周囲構造図
(酸洗施設) 酸又はアルカリによる表面処理施設 (単位mm)



有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲の構造図 別図⑤-2
(単位mm)



3. 参考

(1) 有害物質とその検出下限濃度の一覧

有害物質の種類	検出下限濃度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム0.00一ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン0.一ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	一リットルにつき0.一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛0.00五ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム0.0四ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素0.00五ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀0.00五ミリグラム
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき0.00五ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき0.00二ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき0.000五ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき0.00二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき0.000二ミリグラム
一・二・ジクロロエタン	一リットルにつき0.000四ミリグラム
一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき0.00二ミリグラム
※ シス一・二・ジクロロエチレン ⇒ 一・二・ジクロロエチレン	一リットルにつき0.00四ミリグラム ⇒ シス体：一リットルにつき0.00四ミリグラム トランス体：一リットルにつき0.00四ミリグラム
一・一・一・トリクロロエタン	一リットルにつき0.000五ミリグラム
一・一・二・トリクロロエタン	一リットルにつき0.000六ミリグラム
一・三・ジクロロプロペン	一リットルにつき0.000二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき0.000六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき0.000三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき0.00二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき0.00一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン0.00二ミリグラム
ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素0.二ミリグラム
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素0.二ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては一リットルにつきアンモニア性窒素0.七ミリグラム、亜硝酸化合物にあっては一リットルにつき亜硝酸性窒素0.二ミリグラム、硝酸化合物にあっては一リットルにつき硝酸性窒素0.二ミリグラム
※ 塩化ビニルモノマー	一リットルにつき0.000二ミリグラム
※ 一・四・ジオキサン	一リットルにつき0.00五ミリグラム

(注1) 検定は、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」により行うこととなっています。

(注2) ※印を付した項目は今後追加または変更される予定です。

(2) 構造等に関する基準の遵守と定期点検の義務について

改正された水濁法が平成24年6月1日に施行されることに伴い、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造等に関する基準の遵守と、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設及び付帯する施設について、定期に点検しその結果を記録・保存することが義務付けられました。

① 施設の構造等に関する基準

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下、有害物質使用特定施設等という）の構造等に関する事項の概略は下表のとおりです。

箇所	概略
床面及び周囲	設置場所の床面及び周囲は有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること
施設に付帯する配管	有害物質使用特定施設等の本体に付帯する配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、漏えいがあったときに漏えいを確認できる構造とすること 有害物質使用特定施設等の本体に付帯する配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透を防止できる構造及び材質とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること
排水溝等	有害物質使用特定施設等の本体に付帯する排水系統の設備（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます、排水ポンプ等を含む）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる材質及び構造とすること
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設本体は、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること
使用の方法	有害物質使用特定施設等に係る有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと また、有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は生活環境保全上支障のないように適切に処理すること

各箇所における具体的な施設の構造等に関する基準については、水濁法施行規則又は環境省発行のマニュアルP45～P95を参照してください。

② 既設の施設の構造等に関する基準について

平成24年6月1日より前に設置された有害物質使用特定施設等に関する構造等に関する基準については、平成27年5月31日まで適用されません。当該期間は、定期点検のみが義務付けられます。（省令附則第2条及び第8条）

	平成27年5月31日まで	平成27年6月1日以降
新設の施設 (既設の施設以外)	A基準が適用される	
既設の施設 (平成24年6月1日より前に設置したもの)	C基準 (構造等に関する基準が適合していればA基準又はB基準を適用)	B基準 (構造等に関する基準が適合していればA基準を適用)

ただし、平成24年6月1日以降に変更される施設の構造等に関する基準については、変更部分のみA基準又はB基準（B基準に適合するように変更する場合に限る）が適用され、既設の施設であっても変更部分のみ構造等に関する基準が適用されます。

3. 定期点検及び点検結果の記録と保存

(1) 定期点検（法第14条第5項）

構造等に関する基準の内容に応じて定期点検を実施する必要があります。定期点検の頻度については、構造等に関する基準の種類により異なります。水濁法施行規則又は環境省発行のマニュアルP45～P95を参照してください。

(2) 記録と保存

定期点検を行ったときは、以下の事項を記録し、3年間保存しなければなりません。

- ・点検を行った有害物質使用特定施設等
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容